

令和8年度 馬見丘陵公園・花サポーター募集要領

1 目的

県民が参加し活動できる公園を目指し、草花や花木の維持管理活動を行う花サポーター（花緑ボランティアコースおよび県民協働花壇コース）を募集する。この活動を通して、効率的に景観の向上を図り、より県民に親しまれる公園づくりを推進する。

2 活動および募集の内容

<花緑ボランティアコース>

(1) 活動

① 内容

北エリア「花見茶屋周辺花壇」、「緑道」、中央エリア「花の道」、管理ヤード等において、花壇・プランター・花木等の維持管理をサポートする。

② 日時

原則として、水曜または金曜日

9 時 30 分～15 時 30 分(昼 1 時間休憩、半日単位の参加可)

③ 期間

6 月 1 日から約 1 年間

(2) 募集

① 人数 60 名程度(継続、新規の合計)

② 期間 9 月 1 日～10 月 15 日(必着)

③ 応募方法

応募用紙(様式 1)に必要事項を記入の上、中和公園事務所(以下「事務所」という)に郵送または持参し提出する。

④ 応募資格

1) 花の管理に関心のある 18 歳以上の者(高校生を除く)

2) 年間を通して月 2 回程度活動ができる者

3) 屋外作業等の活動を支障なく行うことができる健康状態の者

⑤ 新規加入希望者事前研修

1) 花サポーター(花緑ボランティア)として活動することを希望する者は、事務所が実施する事前研修を受講修了しなければならない。

2) 研修受講者は応募者の中から書類選考の上決定し、応募者全員に通知する。
なお、選考内容の問い合わせには応じない。

3) 事前研修の実施時期

実施時期:10 月 21 日(水)

⑥ 新規登録申込

事前研修受講後、花サポーター(花緑ボランティア)の登録を希望する者は、登録申込書(様式2)を事務所に提出する。

⑦ 登録継続

登録者が継続して活動することを希望する場合は、登録申込書(様式2)を事務所に提出(締切日翌年 2 月頃予定)する。応募用紙の提出および事前研修の受講は不要とする。

⑧ 登録

事務所は、事前研修を修了した者および前年度登録者で、登録申込書を提出した者の中から事務所が適当と認めた者を、「馬見丘陵公園・花サポーター(花緑ボランティア)」として登録する。

⑨ 登録期間 6 月 1 日から約1年間

＜県民協働花壇コース＞

(1) 活動

① 内容

団体等が自ら作成した植栽計画に基づいて、花壇1区画(約10㎡)で、草花の植付けおよび花殻取り、除草などの維持管理を主体的に行う。ただし、夏季等土壌が乾燥する時期のかん水は事務局がサポートする。

② 活動日

年間を通して維持管理できるよう、月2～4回程度の活動日を団体が決定する。ただし、花壇への草花植付け時期は、事務局と相談の上決定する。

③ 期間 8月20日から約1年間

④ 資材提供

花苗、肥料、土壌改良資材は、事務局が予算の範囲内で提供する。なお、団体が独自に用意した花苗等を植栽することは可能とする。

⑤ 看板設置

花壇を管理する団体の名称および写真等を表記した看板を事務局が設置する。なお、各団体の宣伝・広告となるような看板、広告物等を設置・表示することはできない。

(2) 募集

① 募集花壇区画数 1区画(令和8年9月時点で5区画で活動)

令和8年度の募集は、令和8年度活動団体から活動継続希望(5月22日まで)に登録申込書(様式4)の提出がない区画について行う。

② 期間 9月1日～10月15日(必着)

③ 応募方法

応募用紙(様式3)に必要事項を記入の上、事務局に郵送または持参し提出する。

④ 応募資格

月2～4回程度の活動と年間の維持管理が可能な団体

- 1) 3人以上の団体やグループ(家族可)
- 2) 学校等のクラスやグループ
- 3) 県内に事業所等を置く企業(宣伝となる看板等不可)

⑤ 登録継続

前年度活動団体が継続して活動することを希望する場合は、登録申込書(様式4)を事務局に提出(締切日5月22日)する。応募用紙(様式3)の提出は不要とする。

⑥ 事前説明会

- 1) 県民協働花壇で活動することを希望する団体は、事務局が実施する事前説明会に参加しなければならない。
- 2) 参加団体は応募者の中から書類選考の上決定し、応募全団体に通知する。なお、選考内容の問い合わせには応じない。継続希望団体については、活動実績の審査により決定する。
- 3) **事前説明会の実施時期および内容**
実施時期:10月
内容:県民協働花壇および活動方法の説明

⑦ 登録申込

事前説明会参加後、花サポーター(県民協働花壇)の登録を希望する団体は、年間活動計画書(様式5)を事務局に提出する。また、新規応募団体は、登録申込書(様式4)も提出する。

⑧ 登録

事務所は、登録申込書および年間活動計画書を提出した団体の中から事務所が適当と認めた団体を「馬見丘陵公園・花サポーター(県民協働花壇)」として登録する。

登録期間は、8月20日から1年間とする。

⑨ 報告

活動団体は、花壇管理等の活動内容を記録した年間活動報告書(様式6)を7月に事務所に提出する。

3 その他

- (1) 花サポーターは事務所の指示に従うと共に、公園内で政治的活動および宗教的活動並びに経済的活動を行ってはならない。
- (2) 花サポーターが(1)の規定に違反したとき、その他ボランティアとして不適切な行動をしたときは、登録を取り消すことがある。
- (3) 報酬および交通費は支給しない。
- (4) 事務所の負担により、傷害(ボランティア)保険に加入する。
- (5) この要領に定めのない事項については、必要に応じて中和公園事務所長が別に定める。